

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学寄附金等取扱規程

令和3年4月1日 規程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）における寄附金等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で、「寄附金」とは、法人が設置する大学（以下「大学」という。）に、次に掲げる経費に充てることを目的に寄附される現金及び有価証券をいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育活動等の充実に要する経費
- (3) 学生支援に要する経費
- (4) 地域貢献活動に要する経費
- (5) 国際交流活動に要する経費
- (6) その他大学の運営に要する経費

2 この規程で、「奨学寄附金」とは、前項第1号に規定する寄附金のうち、寄附者から使途が指定されたものをいう。

3 この規程で、「研究助成金」とは、教員が職務として行う学術研究のために、研究助成団体又は企業（以下「研究助成団体等」という。）から教員に支給される現金をいう。

(寄附金の使途)

第3条 寄附金の使途は、寄附者が指定するものとする。ただし、寄附者が使途を指定していないときは、理事長が使途を指定するものとする。

(寄附金等の受入れ制限)

第4条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金等は、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金又は研究助成金により取得した財産を寄附者又は研究助成団体等は無償で譲与すること。
- (2) 寄附金又は研究助成金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者若しくは研究助成団体等に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金又は研究助成金を受入れることによって法人の財政負担を伴う

もの。ただし、大学の既定予算で賄える場合は、この限りではない。

(6) その他理事長が特に大学運営上支障があると認めた場合

(寄附金の受入れの手続)

第5条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（様式第1号）により、理事長に行うものとする。ただし、理事長は、寄附金の申込みの手続について、必要があると認めるときは、別に定めることができるものとする。

2 奨学寄附金の申込みは、前項の規定にかかわらず、当該寄附金により研究を担当する教員が、所属する研究科又は地域・産官学連携本部の長を経由して学長に提出するものとする。

3 学長は、奨学寄附金の受入れについて、教授会の意見を聴くものとする。

4 前項の場合において、教授会は、意見書（様式第2号）を学長に提出するものとする。

(研究助成金の寄附)

第6条 研究助成金を支給された教員は、これを法人に寄附するものとする。

2 研究助成団体等からの採択通知を教員が受領したこともって、当該教員から法人への当該研究助成金の寄附があったものとみなす。

(間接経費)

第7条 奨学寄附金又は研究助成金を受け入れる場合、研究経費の総額の12パーセント以上に相当する金額を間接経費として受け入れるものとする。ただし、公募要件に規定されている等のために、間接経費を措置できない研究助成金については、この限りではない。

(寄附金の受入れの決定)

第8条 寄附金の受入れの決定は、理事長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、奨学寄附金については、学長が、第5条第3項の規定に基づく意見を聴き、その受入れの決定を行う。

3 前2項の規定により寄附金の受入れを決定したときは、理事長は、寄附申込者に寄附金受入承諾書兼入金依頼書又は奨学寄附金受入承諾書兼入金依頼書（様式第3号）を送付するものとする。

4 理事長は、寄附金の入金を確認したときは、寄附者に対して、速やかに、寄附金受領証明書又は奨学寄附金受領証明書（様式第4号）を送付するものとする。

(奨学寄附金の配分)

第9条 奨学寄附金のうち、奨学寄附金の使途が包括的に指定された奨学寄附金の配分方法については、学長が決定するものとする。

(研究助成金の受入れの決定)

第10条 研究助成金については、学長がその受入れの決定を行う。

2 前項の規定により研究助成金等の受入れを決定したときは、理事長は、必要に応じ、研究助成団体に請求書を送付するものとする。

3 理事長は、研究助成金の入金を確認したときは、研究助成団体等に対して、速やかに、受領通知書を送付するものとする。

(使途変更)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の使途を変更することができる。

(1) 寄附の目的が達せられ、残額を他の使途に使用する場合。

(2) 寄附金の使途、使用者又は使用する組織を変更しようとする場合で、寄附者の同意が得られたとき。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。